

2009.11



平成20年度職場体験学習2
(インターンシップ)
都城工業高等学校2年生

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

受入企業：吉原建設株式会社・持永・清永・須賀JV・株式会社桜木組
丸宮・國高・島本JV・はやま建設株式会社
都城地区プレカット事業協同組合・有限会社大協設計企画
株式会社益田設計事務所・都城市役所・大淀開発株式会社
東洋・吉住建設JV・亀元建設株式会社

No. 421

目 次

| | |
|--|----|
| ◇平成21年11月行事予定 | 1 |
| ◇平成21年12月上旬行事予定 | 2 |
| ◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（10月分） | 2 |
| ◇県協会 会員の動き | 2 |
| ◇宮崎県建設業協会 | |
| 1. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～ | 3 |
| 2. (株)建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業について | 4 |
| 3. 住宅瑕疵担保履行法をご存知ですか？ | 6 |
| ◇雇用改善コーナー | |
| 1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内 | 8 |
| 2. 建設教育訓練助成金のご案内 | 10 |
| ◇協同組合 | |
| 1. 金融事業のご案内 | 12 |
| ◇技 士 会 | |
| 1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!! | 13 |
| 2. CPDS（継続学習）制度について!! | 14 |
| ◇建 退 共 | |
| 1. 平成21年度建退共制度普及協力者に対する理事長表彰について | 15 |
| 2. 建退共への加入のすすめ | 15 |
| 3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分） | 16 |
| ◇厚生年金基金 | |
| 1. 事業概況（9月分） | 16 |
| ◇建 災 防 | |
| 1. 「木造家屋建築工事現場の安全パトロール」の実施について! | 17 |
| 2. 「死亡者ゼロ」の新記録を更新中! | 17 |
| 3. 当面の各種技能講習会等実施予定について | 18 |
| ◇火薬協会 | |
| 1. 平成21年度火薬類取扱保安責任者等試験結果 | 19 |
| 2. 全国火薬類保安協会第18期「登録講師」名簿について | 20 |
| 3. 講習会の日程について | 20 |
| ◇保証会社 | |
| 1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（9月分） | 21 |
| ◇試験・研修等のご案内 | |
| 1. 平成21年度（下期）1～4級建設業経理検定試験のご案内 | 22 |
| 2. 平成21年度宮崎県開催「住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会」のご案内 | 26 |
| ◇図書のご案内 | |
| 1. 2009年版国土交通省総覧 | 27 |
| ◇建設業福祉共済団からのお知らせ | |
| 1. 育英奨学金後期分33,186,000円、276名に給付!! | 28 |

平成21年11月行事予定表

| 日 | 曜 | 県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会 | 建災防・建退共・厚年基金 | 協同組合・火薬協会・保証会社 |
|----|---|--|---|--|
| 1 | ㊤ | | | |
| 2 | 月 | 過積載絶滅推進大会 | | |
| 3 | 火 | 文化の日 | 文化の日 | 文化の日 |
| 4 | 水 | 全国建設業協会 全国建設労働問題連絡協議会（東京） | | |
| 5 | 木 | 建設業振興基金 都道府県建設産業人材確保・育成推進協議会担当者会議（東京） 厚生労働省建設雇用改善推進全国会議（東京） 九州建設業協会技術担当職員研修会（宮崎） | 店社安全衛生担当者研修会（木花） | |
| 6 | 金 | | 建災防全国事務局長会議（東京） 基金住友信託銀行年金運用説明会（福岡） | |
| 7 | 土 | | | |
| 8 | ㊤ | | | |
| 9 | 月 | 宮崎県建設業協会建設関連3団体との意見交換会 現場見学会（日向工業高校） | | |
| 10 | 火 | 技士会技術委員会（宮崎市） | 低圧電気取扱い業務特別教育（延岡） | |
| 11 | 水 | 九州地方整備局との意見交換会 | 危険性又は有害性等の調査マニュアル研修会（木花） | |
| 12 | 木 | | 建退共九州ブロック会議（熊本） | |
| 13 | 金 | | ローラー運転業務特別教育（14日まで清武） | |
| 14 | 土 | | | |
| 15 | ㊤ | | | |
| 16 | 月 | | 基金納入告知書発送 | |
| 17 | 火 | 建設業協会就業体験（都城工業） | | 全国建設業協同組合連合会役員会（東京） |
| 18 | 水 | 建設雇用改善推進表彰（県庁講堂） 監理技術者講習会（宮崎市） | | |
| 19 | 木 | 九州建設業協会専務・事務局長会議並びに西日本建設業保証㈱との意見交換会（熊本） 九州建設業協会雇用改善コンサルタント事務局長会議（熊本） | 職長・安全衛生責任者教育（20日まで木花） 基金企業年金連合会常務理事・運用責任者セミナー（石川県） | 火薬保安講習（宮崎） |
| 20 | 金 | 宮崎県建設業協会常務理事会 | | |
| 21 | 土 | | | |
| 22 | ㊤ | | | |
| 23 | 月 | 勤労感謝の日 | 勤労感謝の日 | 勤労感謝の日 |
| 24 | 火 | | | |
| 25 | 水 | 県議会11月定例議会開会 | 建災防木造建築パトロール | 全国建設業協同組合連合会事務局長会議（東京） 西日本建設業保証㈱参与会（大阪） |
| 26 | 木 | 全国建設業協会 全国協会長会議（東京） | 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（28日まで清武） | |
| 27 | 金 | 全国技士会臨時理事会及び国交省との意見交換会（東京） | 基金企業年金連合会九州地方協議会事務職員研修会（福岡） | |
| 28 | 土 | | | |
| 29 | ㊤ | | | |
| 30 | 月 | | | |

平成21年12月上旬行事予定表

| 日 | 曜 | 県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会 | 建災防・建退共・厚年基金 | 協同組合・火薬協会・保証会社 |
|----|---|------------------------------|--------------------------|----------------|
| 1 | 火 | | | |
| 2 | 水 | | | |
| 3 | 木 | | 現場所長研修（宮崎） | |
| 4 | 金 | | | |
| 5 | 土 | | | |
| 6 | 日 | | | |
| 7 | 月 | 建設業振興基金業務説明会（東京） | | |
| 8 | 火 | | 職長・安全衛生責任者教育 （9日まで延岡） | |
| 9 | 水 | | | |
| 10 | 木 | | | |

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内（10月分）

【ホームページ】

| | 項 目 | 所 管 | 形 式 |
|---|-------------------|----------|-------|
| 1 | 企業防災セミナー（入門編）のご案内 | 宮 崎 県 | P D F |
| 2 | 雇用管理研修（専門コース）のご案内 | 雇用能力開発機構 | P D F |

【会員専用】

| | 項 目 | 所 管 | 形 式 |
|---|-----------------|-----------|-------|
| 1 | 低騒音型建設機械の指定について | 国 土 交 通 省 | P D F |

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しております I D 及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（10月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

| 地区（市）名 | 会 社 名 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------|-------------|----------|------------------------------|----------------------------|
| 宮 崎 | 井 上 建 設 (株) | 所在地 | 宮崎市大字恒久6070番地1 | 宮崎市大字恒久6238番地 |
| 日 南 | (有) 北 郷 土 木 | 代表者 | 荒 武 正 重 | 荒 武 正 文 |
| | | 所在地 | 〒889-2403 日南市北郷町北河内9036-5 | 〒889-2403 日南市北郷町北河内3822 |
| | | 電話番号 | 0987-55-3477 | 0987-55-3170 |
| | | F A X 番号 | 0987-55-2941 | 0987-55-3170 |

【退 会】

| 地区（市）名 | 会 社 名 | 代 表 者 名 |
|--------|---------------|-----------|
| 日 南 | 井 野 建 設 (有) | 井 野 栄 |
| 都 城 | (株) 泉 建 設 | 税 所 泉 |
| 日 向 | (有) 興 南 産 業 | 長 友 安 彦 |
| | (株) 又 江 原 建 設 | 又 江 原 邦 俊 |
| 延 岡 | (有) 三 巴 興 産 | 廣 瀬 義 孝 |

宮崎県建設業協会

1. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～

平成21年10月20日現在

対象業種を781に拡大
据置期間の延長
セーフティネット貸付
新型インフルエンザにも対応
信用保証料の軽減
★ 借換・一本化にも対応！（制度や返済期間等によって一部借換・一本化できない場合があります。）

○ 売上の減少や、取引企業の倒産に対応したい方は

セーフティネット貸付

融資対象者

- ① 緊急保証制度の対象業種（※1）に該当し、最近3ヶ月間の平均売上高または平均販売数量（建設業にあっては完成工事高または受注高）が前年同期比3%以上減少している方や、平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期比3%以上減少している方
- ② 緊急保証制度の対象業種（※1）に該当し、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない方
- ③ 緊急保証制度の対象業種（※1）に該当し、新型インフルエンザの影響により、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比3%以上減少し、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間でも3%以上の売上高等の減少が見込まれる方

※1 緊急保証制度に基づいて、現在、産業用ロボット製造業、音楽・映像記録物賃貸業、貸衣しよう業、映画館、劇場などが追加され781業種が指定されています。
（主な対象特定事業は、土木・建築工事業、各種製造業、飲食店、卸売業、小売業、サービス業などです。）

- ④ 国が指定する大型倒産企業（※2）に50万円以上売掛金債権等を持っている方

※2 宮崎県内の企業では、江藤産業（株）、南榮工業（株）の2社が指定されています。（平成21年10月20日現在）

★ 融資対象者であることについて、市町村長の認定を受ける必要があります。

※ 認定申請に必要な書類は、認定要件（業種、売上高等）が確認できる税務申告書、決算書、試算表等です。

融資限度額 設備資金 5,000万円
（組合は8,000万円）
運転資金 3,000万円
（組合は8,000万円）
融資期間 10年（うち据置期間2年）以内
融資利率 年1.80%～2.30%
信用保証料率 年0.45%

借入に必要な書類

- ・借入申込書（保証協会又は取扱金融機関の様式）
- ・セーフティネット認定書
- ・市町村民税が完納されていることの証明書
- ・決算書、残高試算表、商業登記簿謄本等

○ 経営の安定や改善を図りたい方は

経済変動・災害対策貸付

融資対象者

- ① 売上または利益が前年同期比で3%以上減少している方
- ② 売上高に占める石油関連の経費の割合が直近の決算日において5%以上となっている方（取扱期間は平成22年3月末日までです。）
- ③ 再生手続きの開始申立等を行った事業者に対して売掛金債権等を持っている方など

融資限度額 設備資金 5,000万円
（組合は8,000万円）
運転資金 3,000万円
（組合は8,000万円）
融資期間 10年（うち据置期間2年）以内
融資利率 年2.00%～2.50%
信用保証料率 年0.35%～1.00%

○ 経営支援チームの経営指導を受け、経営再建を図りたい方は

建設産業等支援貸付

融資対象者

- ① 建設産業等地域力連携強化事業による（経営支援チーム）助言を受けた方
- ② 「建設産業支援対策事業」または「建設産業経営基盤強化支援事業」による補助金の交付を受けた方

融資限度額 1,250万円（設備・運転資金の合計）
融資期間 7年（うち据置期間1年）以内
融資利率 金融機関所定金利（5.0%以内）
信用保証料率 年0.35%～1.00%

○ 保証付き債務を一本化し、月々の返済を軽減したい方は

経営再建等支援貸付（借換）

融資対象者

- ① 信用保証付き融資を受けていて、借換により経営安定を図りたい方

融資限度額 5,000万円（設備・運転資金の合計）
（追加融資を含め限度額以内）
融資期間 10年（うち据置期間1年半）以内
融資利率 年2.10%～3.00%
信用保証料率 年0.45%～1.65%

※各制度に関するお問い合わせは

宮崎県経営金融課 金融担当 0985-26-7097
日南県税・総務事務所 商工労政担当 0987-22-2636
都城県税・総務事務所 商工労政担当 0986-23-4518
延岡県税・総務事務所 商工労政担当 0982-33-2862
宮崎県信用保証協会 本所 0985-24-8253 支所 0982-34-8862
県内各商工会議所、商工会、県内各金融機関

2. (株)建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業について

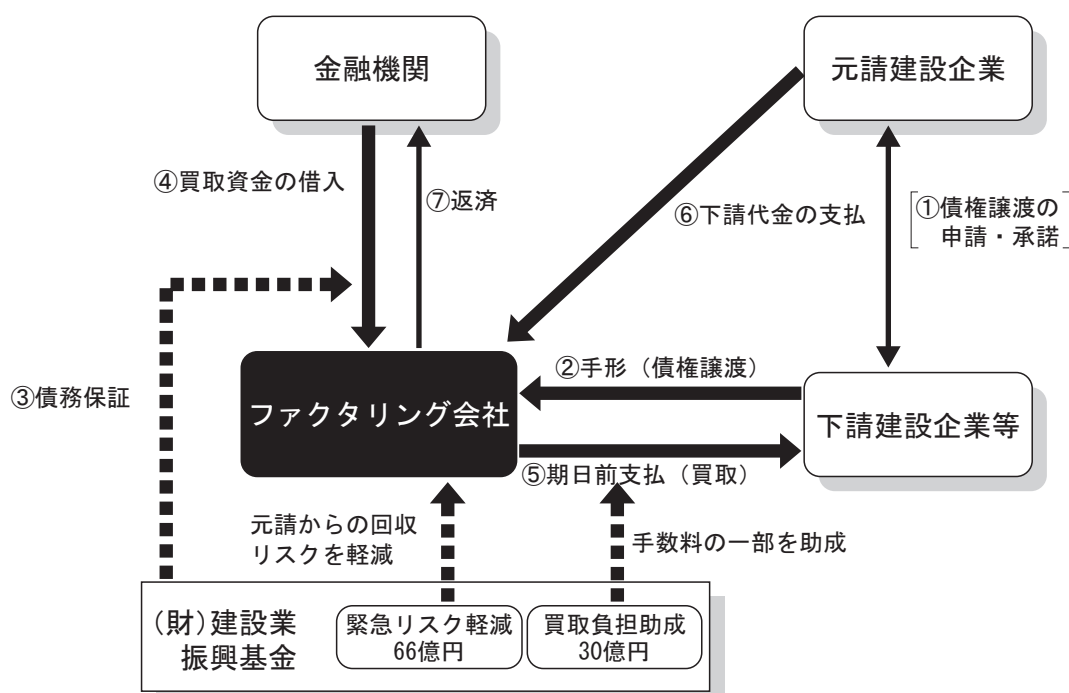
1 事業の目的

本事業は、下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という。）が元請建設企業（発注者から直接建設工事を請け負っている建設企業をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（当該工事請負代金等に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）をファクタリング会社が買い取る場合に、買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するとともに、買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失（以下単に「損失」という。）を補償することにより、下請建設企業等の資金需要に対応したファクタリング会社の積極的な債権の買取を促進し、もって下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図ることを目的とする。

2 事業の概要等

- 国土交通省は、今年度第一次補正予算にて、一次下請建設企業・資材会社（以下、一次下請建設企業等）の経営安定化対策として「下請資金繰り支援事業」を創設。（平成23年3月末までの時限措置）
- 補正予算額は、緊急リスク軽減66億円、買取負担助成30億円の計96億円。第一次補正予算は5月29日に成立。
- 一次下請建設企業等の保有する債権（手形主体を想定）をファクタリング会社が買い取るスキームを活用し、①債権買取の際の一次下請建設企業等の手数料負担、②債権買取後の元請企業からの回収不能リスクを軽減するための助成を、それぞれ国費（96億円）で賄う仕組み。
- また、ファクタリング会社の資金調達の円滑化を図るため、債権買取資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を実施
- 上記、助成や債務保証は（財）建設業振興基金が実施主体となる。
- （株）建設総合サービスはファクタリング事業をすでに実施しており、国土交通省の要請を受け、本事業へ参入。

<概要図>



3 事業の内容

| 事業実施期間 | 平成21年7月1日～平成23年3月31日 | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|----|----------------------------|--|--|---|---|--|--------------------|--------------|----------------------------------|---------------------------------|--|
| 対象となる債権 | 元請建設企業を債務者、一次下請建設企業等を債権者とする建設工事に関するもの（手形主体） | | | | | | | | | | | | | |
| 債権買取限度額等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲</td> <td>・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。</td> </tr> <tr> <td>(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額</td> <td>・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。</td> </tr> <tr> <td>(3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額</td> <td>・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。</td> </tr> <tr> <td>(4) 債権買取の際の設定利率の上限</td> <td>・15%（年率）を上限。</td> </tr> <tr> <td>(5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定）</td> <td>・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 内容 | (1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲 | ・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。 | (2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額 | ・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。 | (3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額 | ・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。 | (4) 債権買取の際の設定利率の上限 | ・15%（年率）を上限。 | (5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定） | ・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。 | |
| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲 | ・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。 | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額 | ・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。 | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額 | ・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。 | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 債権買取の際の設定利率の上限 | ・15%（年率）を上限。 | | | | | | | | | | | | | |
| (5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定） | ・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。 | | | | | | | | | | | | | |
| 金利負担助成 | 買取料率（年率）の2分の1（ただし年率3%を上限） | | | | | | | | | | | | | |
| 損失補償の割合 | 回収困難となった債権の額面95%を（財）建設業振興基金から補償 | | | | | | | | | | | | | |
| 対象となる元請建設企業 | ①当年度又は前年度に公共工事の受注実績がある企業 ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされていない企業 ③手形交換所の取引停止処分を受けていない企業等 | | | | | | | | | | | | | |
| 対象となる一次下請建設企業等 | 資本の額が20億円以下、又は常時使用する従業員数が1,500人以下の中小・中堅企業等で、以下の者とする ①元請建設企業と下請契約を締結した一次下請建設企業 ②元請建設企業に建設工事に関する資材を提供する資材会社 （元請建設企業と直接の契約関係を有する者に限る） | | | | | | | | | | | | | |

～お問い合わせ～

下請資金繰り支援事業

西日本建設業保証(株) 0985-24-5656

(株)建設総合サービス 06-6543-2843
※ファクタリング事業専用ダイヤル

3. 住宅瑕疵担保履行法をご存知ですか？

平成21年10月1日以降に引き渡される、新築住宅＝戸建住宅、分譲マンション、賃貸住宅（民間、公共とも）は、「保険（住宅瑕疵担保責任保険）への加入」または「保証金の供託」が義務付けられています。

住宅を請負う建設会社、建築士の皆さん 注意してください

- 請負契約の場合は請負主の建設業者に、売買契約の場合は売主の宅建業者に資力確保義務があり、保険に加入するか、保証金を供託しなければなりません。保険は原則として着工前※の申込みであり、保険料は10年分の一括支払です。（次ページ参照）

※特例として、着工後でも非破壊検査等を受ければ保険加入は可能です。ただし、この場合の保険料は通常より高くなります。

詳しくは保険法人にお問い合わせください。

- 下のイラスト（右はし）のような賃貸住宅のケースでは、請負人の建設業者に義務があります。仮に保険に加入せずに、供託を選択した場合は、最初の基準日（平成22年3月31日）までに、所定の金額を供託しなければなりません。

8戸のアパートなら、8戸×200万円+1,800万円＝**3,400万円**

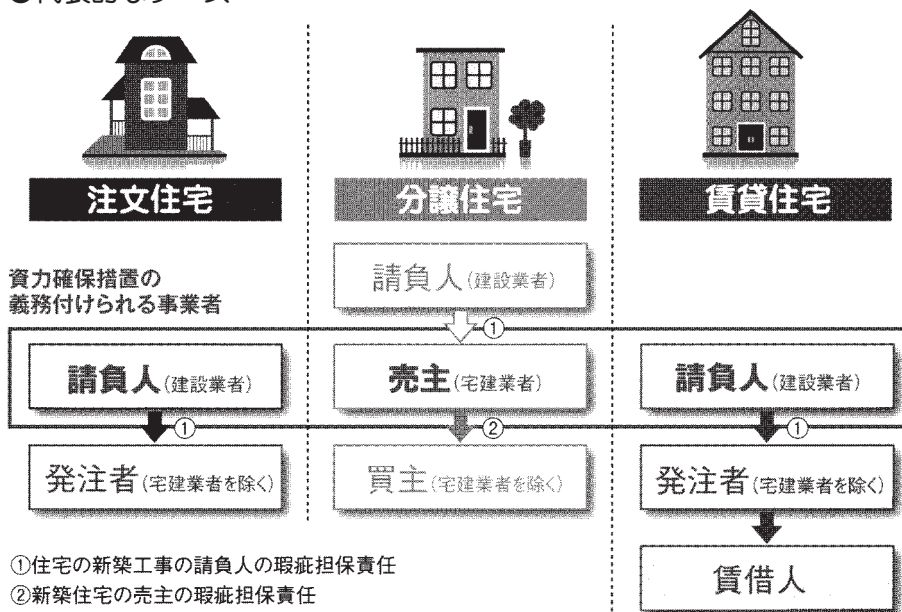
30戸のマンションなら、30戸×80万円+3,000万円＝**5,400万円**になります。

（詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください）

- 保険加入や保証金の供託を行わなかった場合には、基準日（毎年3月31日と9月30日）の翌日から50日を経過した後は、新たな請負契約や売買契約ができなくなります。違反すると、1年以下の懲役か100万円以下の罰金、又はその両方に処せられます。さらに、建設業法や宅建業法による監督処分もあります。

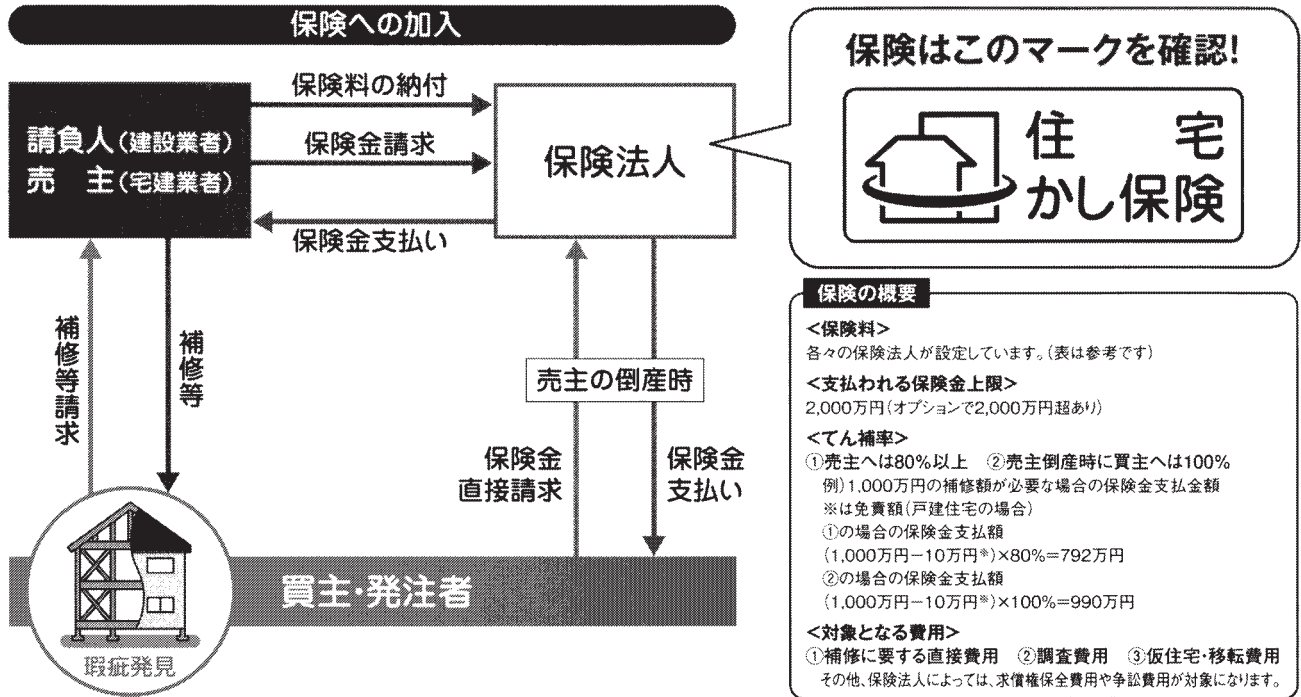
対象の住宅は一戸建て住宅、分譲マンション、賃貸住宅はもちろん、独身寮、寄宿舎、グループホーム、公営住宅、公務員住宅なども含まれます。

● 代表的なケース



●住宅瑕疵担保責任保険は、国土交通省指定の「住宅保険法人」が扱っています。

【保険のしくみ】



【保険法人ごとの保険料(検査料を含む)の例】

一定の要件(戸数や事業者数等)を満たす団体に所属する事業者への割引等のメニューも用意してあります。詳細は、各保険法人にお問い合わせください。

(平成21年7月1日現在)

| 保険法人名 (50音順) | 戸建住宅 (床面積120㎡の場合) | | 共同住宅 (20戸、4階建て、戸当たり平均面積75㎡) | | 事業者 届出料 (事業者当たり) |
|---|----------------------|---------|--------------------------------|-----------------------------|------------------------|
| | 通常 | 中小事業者* | 通常 | 中小事業者* | |
| (株)住宅あんしん保証 ☎03-3516-6333 http://www.j-anshin.co.jp/ | ¥77,520 | ¥65,720 | ¥1,003,050 (戸当たり:50,153) | ¥787,050 (戸当たり:39,353) | ¥25,200 (新規) |
| (財)住宅保証機構 ☎03-3584-6631 http://www.how.or.jp/ | ¥83,000 | ¥68,740 | ¥1,035,050 (戸当たり:51,753) | ¥879,050 (戸当たり:43,953) | ¥9,450 (新規) |
| (株)日本住宅保証検査機構 ☎03-3635-3655 http://www.jio-kensa.co.jp/ | ¥75,000 | ¥68,300 | ¥1,002,500 (戸当たり:50,125) | ¥794,500 (戸当たり:39,725) | ¥4,725 (新規) |
| (株)ハウスジューメン ☎03-5408-8486 http://www.house-gmen.com/ | ¥88,410 | ¥80,290 | ¥1,172,890 (戸当たり:58,645) | ¥1,016,090 (戸当たり:50,805) | 無し |
| ハウスプラス住宅保証(株) ☎03-5777-1835 http://www.houseplus.co.jp/ | ¥70,900 | ¥61,400 | ¥930,000 (戸当たり:46,500) | ¥776,000 (戸当たり:38,800) | 無し |

(注)上記保険料は、10年間の保険契約期間に対し一括で支払う金額です。

*資本金3億円以下又は従業員300人以下の法人又は個人

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい 職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに資金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、資金上限5000円/1人1日(6日分を限度))

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力アピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高年齢労働者等に配慮した処遇制度(継続雇用制度等)や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 資金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は随時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例えは** ●1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 など
にその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

6 社会保険労務士等の利用

- 例えは** ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその
経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

| (今回の事例の内訳) | |
|--|---|
| [A社負担額] | [助成額] |
| 企業案内の作成経費 | |
| 300,000円(※1) | 300,000円×1/2=150,000円(※2) |
| シャワー室の設置経費 | |
| 65,000円(※4)×5ヶ月=325,000円(※2) (※4)=1ヶ月当たりの賃借料 | 325,000円×1/2=162,500円(※2) |
| 雇用管理研修の受講経費 | |
| 10,000円(※5)×1日履+2名=20,000円(※2) (※5)=受講費(雇用管理研修受講)の受講料(受講日額) | 10,000円(※6)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※2)のため 5,000円(※2)×1日履+2名=10,000円(※2) (※6)=認定認定したA社の1人当たり6ヶ月間認定日額 (※2)=認定日額の支給対象額 |
| 合 計 | |
| 実施経費710,000円 (①+②+③) | 助成額355,000円 (※2+④+⑤) |

情報の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

| 技能講習 | 教習 |
|---|---------------|
| 酸素欠乏危険作業主任者技能講習 | クレーン運転実技教習 |
| 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 | |
| 床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習 | |
| 小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習 | |
| ガス溶接技能講習 | |
| 車両系建設機械（ <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> （ 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 ） </div> 運転技能講習 | 移動式クレーン運転実技教習 |
| 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 | |
| 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 | |
| 不整地運搬車（1t以上）運転技能講習 | |
| 高所作業車（10m以上）運転技能講習 | |
| 玉掛け技能講習 | |

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が **助成** します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

信頼される仕事は 安心できる職場から

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

| (今回の事例の内訳) | |
|--|---|
| 【A社負担額】 | 【助成額】 |
| 第2種（経費助成） | |
| 100,000円（※イ）×5名=500,000円…① <small>（※イ）=1人当たりの受講料100,000円</small> | 500,000円×70%=350,000円…③ |
| 第4種（賃金助成） | |
| 9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② <small>（※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額</small> | 10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円 > 5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ <small>（※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給率定額</small> |
| 合 計 | |
| 実施経費 800,000円（①+②） | 助成額 500,000円（③+④） |

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技能マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の期間の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期間を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

協 同 組 合

1. 金融事業のご案内

1 建設工事資金融資制度の概要・流れ

利用できる対象工事

県（特定・経常JVを含む）・市町村・公社等
国・公団・事業団等 } の発注した公共工事

- ① 元請が、発注者から将来受け取る工事請負代金の債権を協同組合に譲渡する。
- ② 元請が、発注者に対して債権譲渡の承諾申請を行う。
- ③ 元請が工事請負代金の債権を協同組合に譲渡することに対し、発注者が承諾を行う。
- ④ 協同組合は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。
- ⑤ 協同組合は、発注者に対して譲り受けた工事請負代金の請求をする。
- ⑥ 発注者は、債権譲受人である協同組合に工事代金を支払う。

2 制度の手続き

- 所定の債権譲渡契約書、借入申込書等を提出していただくだけでですので、手続きは簡単。必要書類用紙は、各地区（市）建設業協会にございます。
- 貸付金利は、貸付け金額に応じ、年2.2%～2.85%です。
※事務手数料0.07%～0.15%が加算されます。金利は情勢により変動します。

| 貸付金額 | 500万以下 | 500万超～ 2,000万以下 | 2,000万超～ 3,000万以下 | 3,000万超～ 5,000万以下 | 3,000万超～ 5,000万以下 | 1億円超 |
|-------|--------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------|
| 金利 | 2.20% | 2.85% | 2.85% | 2.85% | 2.60% | 2.50% |
| 事務手数料 | 0.15% | 0.14% | 0.13% | 0.12% | 0.08% | 0.07% |

3 制度の特色

- * 早い 借入申込後、数日で貸付けが受けられます。
- * 便利 出来高の範囲内で、必要な時に必要な額を何度でも貸付が受けられます。

県・宮崎市・小林市発注工事については保証人不要です。
小林市発注工事においては、H21年10月1日より保証人が不要になり、県発注の手続き書類と同様になります。（工事履行報告書の提出が必須。）

上記以外にも、ご不明な点等がございましたら、お問合せください。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691 FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

技 士 会

1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ！

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり21年度の講習会は残り「2回」となりました。更新期にきている方は必ず受講してください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

【CPDS認定講習会】

| 日 程 | 会 場 |
|----------------|-----------------------|
| 平成21年11月18日（水） | 「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市学園木花台 |
| 平成22年2月10日（水） | 「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市学園木花台 |

申し込み 宮崎県土木施工管理技士会 TEL0985-31-4696 FAX0985-31-4697

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければいけません。

登録講習機関が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様にしておくことが望まれます。

※ 平成22・23年度入札参加資格審査での②技術者の継続雇用状況において監理技術者講習受講者には評価点数「8」点が加点されます。

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。 業法第26条

大臣認定の更新に係る講習会の取り扱いについて！！

「大臣認定」の更新に係る講習会が技士会の監理技術者講習会でも今回から可能になりました。ふるってご参加して下さい。

(平成21年9月24日法律改正)

最大にして最強の敵は自分自身である

2. CPDS（継続学習）制度について!!

最近の急激な科学技術の進展につれて、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激に進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に携わる国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています

つまり、技術者の技術力は「学歴、資格」・「継続学習」・「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を『CPDS（継続学習）』制度によって学習単位（ユニット）で評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

CPDSは：土木施工に携わる技術者の資質および技術力の維持・向上を図り、公共的土木工事の適正な施工による良質な工事品質の確保と、努力する技術者の高い評価による社会的地位の向上を目的としています。

1. CPDS（継続学習）制度の目的は次のとおりです。
 - ① 努力する技術者の評価
 - ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
 - ③ 施工管理学習の体系化
2. CPDS（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。
 - ① 経営事項審査の技術力評価への加算
 - ② 工事専門分野毎への工事实務経験として換算
 - ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

CPD（継続学習）が新たに採用になりました

平成22・23年度入札参加資格審査で主観点数（技術力評価）の中に新たに点数が加点になりました。

1・対象期間

- ① 土木一式CPDS
平成19年10月1日～21年9月30日・・・2年間に取得したユニット
- ② 建築一式CPD
平成19年4月1日～21年3月31日・・・2年間に取得したユニット

自分でCPDS（継続学習制度）に登録し学習での「ユニット」数を取得しましょう

詳しくはホームページ <http://www.ejcm.or.jp>

建退共

1. 平成21年度建退共制度普及協力者に対する理事長表彰について

独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰状が、平成21年10月5日（月）宮崎県建設会館会長室で永野征四郎支部長から伝達されました。

受賞された方は次のとおりです。

- ・ 宮崎市橘通西5丁目 江坂設備工業(株) 代表取締役社長 長倉 康治
- ・ 都城市庄内町 丸宮建設(株) 代表取締役 河野 一治

《受賞内容》

貴社は、退職金共済制度の重要性を深く認識し、率先して本制度の趣旨の徹底と加入の促進に尽力され、建設産業の発展と労働者の福祉の増進に寄与された功績はまことに顕著であります。

よってここにその功績をたたえ表彰します。



受賞者 江坂設備工業(株)
(代表取締役社長 長倉 康治)



受賞者 丸宮建設(株)
(代表取締役 河野 一治)

2. 建退共への加入のおすすめ

建退共は、建設現場で働く労働者のための退職金制度です。現在、共済契約者19万事業所、278万人の建設労働者の皆様が加入されています。

- 加入できる事業主
建設業を営む方
- 対象となる労働者
建設業の現場で働く方
- 掛金
日額310円



3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）

建退共宮崎県支部

| 月別 | 区分 | | 月別 | 手帳更新 状 況 | 退職金支給状況 | | 掛金収納状況 (8月分) |
|------|-------------|-------------|---------|-------------|---------|------------|-----------------|
| | 共 済 契約者数 | 被共済者数 | | | 冊 | 件 | |
| 8月末計 | 社 3,394 | 名 47,415 | 前年度累計 | 364,848 | 39,788 | 22,771,808 | 110,436,046 |
| 加 入 | 12 | 158 | 当 月 分 | 700 | 146 | 106,032 | 63,299 |
| 脱 退 | 5 | 162 | 本 年 度 分 | 4,704 | 1,113 | 904,507 | 253,101 |
| 9月末計 | 3,401 | 47,411 | 累 計 | 369,552 | 40,901 | 23,676,315 | 110,689,147 |

注：掛金収納額は21.8月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（9月分）

1. 適用

(平成21年9月末現在)

| 設立事業所数 | 加 入 員 数 | | |
|--------|---------|------|--------|
| | 男 | 女 | 計 |
| 361社 | 3,926人 | 626人 | 4,552人 |

2. 給付

裁定状況

(平成21年9月末現在)

| | 当 月 分 | | 年 度 累 計 | |
|---------|-------|-----------|---------|------------|
| | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 |
| 第1種退職年金 | 3 | 1,450,200 | 58 | 27,971,800 |
| 第2種退職年金 | 25 | 4,397,000 | 168 | 35,763,400 |
| 選択一時金 | 12 | 6,529,100 | 62 | 40,423,100 |
| 脱退一時金 | 29 | 4,201,400 | 168 | 32,705,400 |
| 遺族一時金 | 0 | 0 | 4 | 2,052,400 |

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成21年9月末現在)

| | |
|------|------------------|
| 信託資産 | 13,531,528,655 円 |
| 合 計 | 13,531,528,655 円 |

建 災 防

1. 「木造家屋建築工事現場の安全パトロール」の実施について！

宮崎県木造家屋建築工事安全対策委員会は、11月～12月を「木造家屋建築工事の労働災害防止強調期間」として、この期間中、各労働基準監督署及び各地区木造家屋建築工事安全対策委員会による木造家屋建築工事現場の安全パトロールを実施し、労働安全衛生法に基づいた改善指導等を行います。

一昨年11月に木造家屋建築工事現場において、墜落災害によって会員事業場の従業員が死亡されています。

また、本年6月には、足場・架設通路・及び作業構台に関する労働安全衛生規則が改正されています。

会員事業場の皆様方の木造家屋建築工事現場においては、「点検資格を有する点検実施者」による「足場等の安全点検」を確実に実施して頂いて、「危険ゼロで労働災害のない明るい職場」の形成をお願いします。

「重点的 point 検項目」

- イ 各種作業主任者の選任と職務遂行状況
- ロ 足場、脚立、はしご等の墜落・転落災害防止措置状況
- ハ 丸ノコ等木材加工用機械の接触予防装置の状況
- ニ 電気機械器具等の感電防止措置状況
- ホ 保護帽、安全帯の着用状況

2. 「死亡者ゼロ」の新記録を更新中！

宮崎県における平成20年の建設業における死亡者数は、1名で「過去最少の死亡者数」（過去の最少記録数は平成17年の4名）を樹立致しましたことは既にお知らせしておりますが、去る平成21年10月7日、建設業における労働災害による過去15月間（平成20年7月8日～平成21年10月7日）の死亡者ゼロの新記録を樹立し、更新中でございます。

このことは、宮崎労働局及び国、宮崎県を始めとした工事発注機関のご指導並びに会員事業場の皆様方を始めとした関係者等のご努力等によるものと高く「評価」されます。

会員事業者の経営者の皆様方におかれましては、引き続き、経営者自らの現場パトロールの実施及び当協会支部が実施する教育等を社員に受講させて頂いて、死亡災害ゼロを目指したさらなる労働安全衛生水準の向上をお願いします。

建設産業界を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、仮に、無資格運転や作業主任者不在等、労働安全衛生法違反による死亡災害等の重大災害を発生させた場合、「企業の存続」が許されない状況になっています。

企業経営が厳しいから全ての経費を削減するのではなく、安全衛生の確保に必要な不可欠な安全衛生教育等の投資は惜しみなく行うことが「企業防衛」の観点からも大変重要になっています。

3. 当面の各種技能講習会等実施予定について

当面の各種技能講習会等の実施予定は次のとおりで、当協会宮崎県支部のホームページ（「建災防宮崎県支部」）でアクセスできます。）にも掲載（受講申込書はダウンロードできます。）されています。

| 開催日 | 講習等名 | 開催場所 |
|----------------|-------------------------------|--|
| 11月10日 | 低圧電気取扱い業務特別教育 | 延岡建設会館 (駐車場有) 延岡市愛宕町2丁目32番地 |
| 11月13日 ～14日 | ローラーの運転の業務に係る特別教育 | 県建設技術センター (駐車場有) 宮崎郡清武町今泉2559-1 |
| 11月19日 ～20日 | 職長・安全衛生責任者教育 | 宮崎県職業能力開発協会 (駐車場有) 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 |
| 11月26日 ～28日 | 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習 | 県建設技術センター (駐車場有) 宮崎郡清武町今泉2559-1 |
| 12月8日 ～9日 | 職長・安全衛生責任者教育 | 延岡建設会館 (駐車場有) 延岡市愛宕町2丁目32番地 |
| 12月11日 ～13日 | 高所作業車運転技能講習（一部免除資格者） | 県建設技術センター (駐車場有) 宮崎郡清武町今泉2559-1 |
| 1月8日 ～9日 | 小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育 | 県建設技術センター (駐車場有) 宮崎郡清武町今泉2559-1 |
| 1月14日 ～16日 | 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習 | 県建設技術センター (駐車場有) 宮崎郡清武町今泉2559-1 |
| 1月22日 ～24日 | 不整地運搬車運転技能講習 | 県建設技術センター (駐車場有) 宮崎郡清武町今泉2559-1 |
| 2月5日 ～7日 | 高所作業車運転技能講習（一部免除資格者） | 県建設技術センター (駐車場有) 宮崎郡清武町今泉2559-1 |
| 2月10日 | 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 | 県建設技術センター (駐車場有) 宮崎郡清武町今泉2559-1 |
| 2月18日 ～20日 | 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習 | 県建設技術センター (駐車場有) 宮崎郡清武町今泉2559-1 |
| 3月15日 ～20日 | 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習 【6日間】 | 県建設技術センター (駐車場有) 宮崎郡清武町今泉2559-1 |

火 薬 協 会

1. 平成21年度火薬類取扱保安責任者等試験結果

本年8月23日（日）宮崎サザンビューティ美容専門学校において実施した、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び製造丙種の知事試験の結果は下記のとおりでした。

宮崎県関係は、53名が合格!! おめでとうございます。

合格者は、早めに知事宛（県・消防保安課）に免状の交付申請を行い、免状の交付を受けてください。

なお、火薬類作業従事者は免状の写しを添付し、火薬保安協会へ保安手帳の交付申請を行い、火薬類保安手帳（黒手帳）の交付を受けてください。

☆ 県内の状況

| 区 分 | 甲種取扱責任者 | 乙種取扱責任者 | 丙種製造責任者 | 計 |
|---------|---------|---------|---------|-------|
| 受 験 者 数 | 78 | 18 | 6 | 102 |
| 合 格 者 数 | 44 | 8 | 1 | 53 |
| 合 格 率 | 56.4% | 44.4% | 16.7% | 52.0% |

☆ 全国の状況

| 区 分 | 甲種取扱責任者 | 乙種取扱責任者 | 丙種製造責任者 | 計 |
|---------|---------|---------|---------|-------|
| 受 験 者 数 | 2,939 | 1,066 | 112 | 4,117 |
| 合 格 者 数 | 1,549 | 582 | 44 | 2,175 |
| 合 格 率 | 52.7% | 54.6% | 39.3% | 52.8% |

☆ 合格者の養成講習受講状況

| 区 分 | 養成講習受講者 | 養成講習未受講者 | 計 |
|---------|---------|----------|-------|
| 受 験 者 数 | 22 | 80 | 102 |
| 合 格 者 数 | 12 | 41 | 53 |
| 合 格 率 | 54.5% | 51.3% | 52.0% |

☆ 職業別の合格状況

| 職 業 | 受 験 者 数 | 合 格 者 数 | 合 格 率 |
|-----------------|---------|---------|-------|
| 建 設 業 関 係 | 62 | 33 | 53.2% |
| 砕 石 関 係 | 15 | 5 | 33.3% |
| 火 薬 類 製 造 業 関 係 | 4 | 3 | 75.0% |
| 火 薬 類 販 売 業 関 係 | 0 | 0 | 0.0% |
| 煙 火 関 係 | 3 | 0 | 0.0% |
| 公 務 員 関 係 | 5 | 3 | 60.0% |
| そ の 他 | 13 | 9 | 69.2% |
| 合 計 | 102 | 53 | 52.0% |

なくそう ふせごう 火薬事故 未然に防ぐ再チェック

2. 全国火薬類保安協会第18期「登録講師」名簿について

この度、平成21年10月1日から2年間の間、宮崎県の第18期登録講師として下記の方々が委嘱されましたのでお知らせします。

(1) 産業火薬等保安管理技術講師

| 氏名 | 勤務先 | 備考 |
|-------|------------|-----|
| 吉田 敏行 | 無職(元 旭化成) | 再委嘱 |
| 有田 武功 | 無職(元 旭化成) | 再委嘱 |
| 松岡 秀之 | カヤク・ジャパン | 再委嘱 |
| 黒木 和弘 | カヤク・ジャパン | 再委嘱 |
| 秋丸 進 | 無職(元 熊本大学) | 再委嘱 |

(2) 法令講師

| 氏名 | 勤務先 | 備考 |
|------|------------|-----|
| 秋丸 進 | 無職(元 熊本大学) | 再委嘱 |

3. 講習会の日程について

本年の残りの講習会日程は次のとおりです。保安手帳の有効期限を確認し、講習受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

(1) 責任者及び従事者保安講習会

| 月日 | 曜 | 開催地 | 講習会場 | 講習時間 |
|--------|---|-----|---------|-------------|
| 11月19日 | 木 | 宮崎市 | 宮崎県建設会館 | 13:00~17:00 |
| 12月10日 | 木 | 宮崎市 | 宮崎県建設会館 | 13:00~17:00 |

(2) 再教育講習会

| 月日 | 曜 | 開催地 | 講習会場 | 講習時間 |
|--------|---|-----|---------|-------------|
| 12月10日 | 木 | 宮崎市 | 宮崎県建設会館 | 10:00~17:00 |

火薬類 盗難防止は 記帳と施錠

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

| | 当 月 | | | | 累 計 | | | |
|--------|-----|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 件 数 | 増 減 率 | 請負金額 | 増 減 率 | 件 数 | 増 減 率 | 請負金額 | 増 減 率 |
| 平成21年度 | 704 | 54.7% | 22,471 | 37.3% | 2,358 | 17.5% | 82,518 | 14.1% |
| 平成20年度 | 455 | 5.3% | 16,361 | 3.3% | 2,006 | 2.5% | 72,348 | 9.2% |
| 平成19年度 | 432 | ▲25.9% | 15,843 | ▲31.9% | 1,957 | ▲22.9% | 66,273 | ▲28.2% |

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

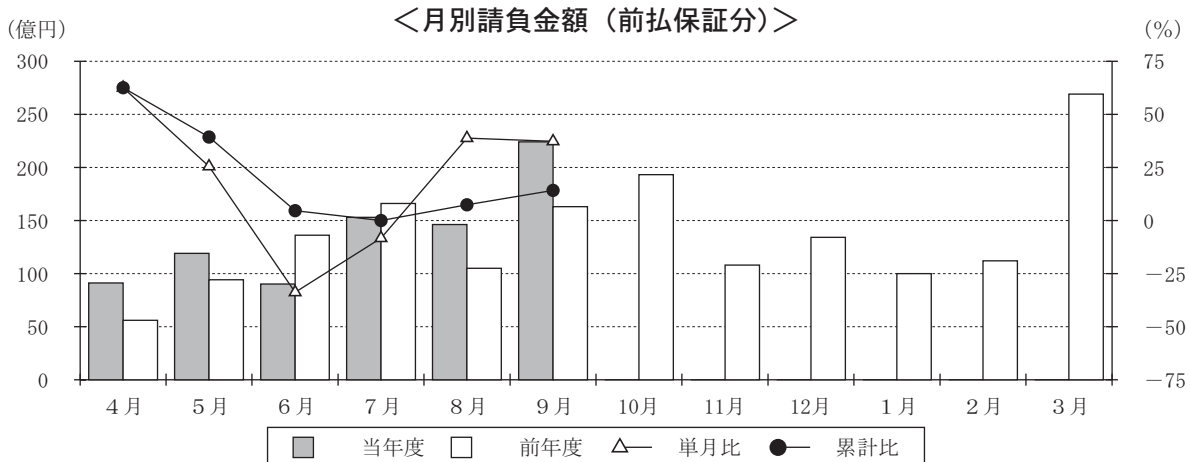
(単位：件、百万円)

| | 当 月 | | | | 累 計 | | | |
|---------|-----|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 |
| 国 | 87 | 6,685 | ▲0.3% | 29.7% | 251 | 26,535 | 23.9% | 32.1% |
| 独立行政法人等 | 12 | 1,755 | 167.5% | 7.8% | 40 | 9,714 | ▲0.3% | 11.8% |
| 県 | 328 | 8,714 | 75.1% | 38.8% | 762 | 18,475 | 9.4% | 22.4% |
| 市 町 村 | 269 | 4,808 | 24.5% | 21.4% | 1,276 | 24,977 | 8.7% | 30.3% |
| そ の 他 | 8 | 507 | 213.5% | 2.3% | 29 | 2,816 | 111.2% | 3.4% |
| 計 | 704 | 22,471 | 37.3% | 100.0% | 2,358 | 82,518 | 14.1% | 100.0% |

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

| | 当 月 | | | | 累 計 | | | |
|-------|-----|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 |
| 宮 崎 | 137 | 3,763 | ▲24.3% | 16.8% | 481 | 17,791 | ▲5.3% | 21.6% |
| 高 岡 | 26 | 408 | 9.0% | 1.8% | 97 | 1,847 | ▲15.1% | 2.2% |
| 西 都 | 40 | 994 | 154.1% | 4.4% | 129 | 2,591 | 90.1% | 3.1% |
| 高 鍋 | 40 | 2,946 | 390.5% | 13.1% | 138 | 12,519 | 200.4% | 15.2% |
| 日 南 | 51 | 1,564 | 46.7% | 7.0% | 161 | 5,462 | ▲12.6% | 6.6% |
| 串 間 | 17 | 540 | 68.2% | 2.4% | 65 | 1,126 | 12.8% | 1.3% |
| 都 城 | 66 | 1,914 | ▲1.1% | 8.5% | 266 | 7,645 | 9.3% | 9.3% |
| 小 林 | 71 | 1,812 | 8.0% | 8.1% | 254 | 6,472 | 39.7% | 7.8% |
| 日 向 | 106 | 2,477 | 24.2% | 11.0% | 315 | 7,322 | ▲37.0% | 8.9% |
| 延 岡 | 80 | 4,564 | 88.6% | 20.3% | 265 | 15,810 | 25.3% | 19.2% |
| 西 臼 杵 | 70 | 1,485 | 145.7% | 6.6% | 187 | 3,929 | 43.3% | 4.8% |
| 計 | 704 | 22,471 | 37.3% | 100.0% | 2,358 | 82,518 | 14.1% | 100.0% |



試験・研修等のご案内

1. 平成21年度（下期）1～4級建設業経理検定試験のご案内

当振興基金では、従来より建設業会計の知識習得を目的とした建設業経理検定試験を実施しています。平成18年4月に法令が改正されたことにより、建設業法施行規則第18条の3に規定する国土交通大臣の登録経理試験制度が創設され、当基金が行う1級及び2級の検定試験は「建設業経理士検定試験」として年2回実施しています。3級及び4級の検定試験は、当基金独自の資格試験として、従来通り「建設業経理事務士検定試験」として年1回実施しています。

なお、平成20年4月より実施されている新しい経営事項審査における「公認会計士等数」については、従来通り1級及び2級建設業経理士（1級及び2級建設業経理事務士含む）が評価されています。また、上記の評価に加え、1級建設業経理士（1級経理事務士含む）については新たに設定された「監査の受審状況」において、社内の経理実務責任者として自主監査する場合に評価の対象とされることになりました。建設業界において大変意義深い資格試験でございますので、是非この機会にお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 試験日程

下期試験：第7回建設業経理士検定試験（1級・2級）

第29回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成21年11月10日（火）～11月30日（月）〔消印有効〕

※申込書配布期間：平成21年10月26日（月）～11月30日（月）

試験日 平成22年3月14日（日）

合格発表日 平成22年5月10日（月）

2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容及び程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

| 級別 | 内 容 | 程 度 |
|----|---------------------|--|
| 1級 | 建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析 | 上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。 |
| 2級 | 建設業の簿記・原価計算及び会社会計 | 実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。 |
| 3級 | 建設業の簿記・原価計算 | 基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初歩的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初歩的な実務を行えること。 |
| 4級 | 簿記のしくみ | 初歩的な建設業簿記を理解していること。 |

4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は下表の通りです。

【下期】

| 時間割 | 1時限目 | 2時限目 | 3時限目 |
|-------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 試験級 (試験時間・出題数) | 1級財務諸表 (9:30~11:00・5題) | 1級財務分析 (12:00~13:30・5題) | 1級原価計算 (14:40~16:10・5題) |
| | 4級 (9:30~11:00・4題) | 3級 (12:00~14:00・5題) | 2級 (14:40~16:40・5題) |

5. 複数受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1級各科目と2級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

6. 試験地

全国主要都市で実施します。

7. 受験料（消費税込）

| | | | |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 1級（1科目）…………… | 7,200円 | 1級（2科目）…………… | 10,300円 |
| 1級（3科目）…………… | 13,300円 | 2級…………… | 6,100円 |
| 3級…………… | 5,100円 | 4級…………… | 4,100円 |
| 2級・3級…………… | 11,200円 | 3級・4級…………… | 9,200円 |

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円（消費税込）が必要です。

8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

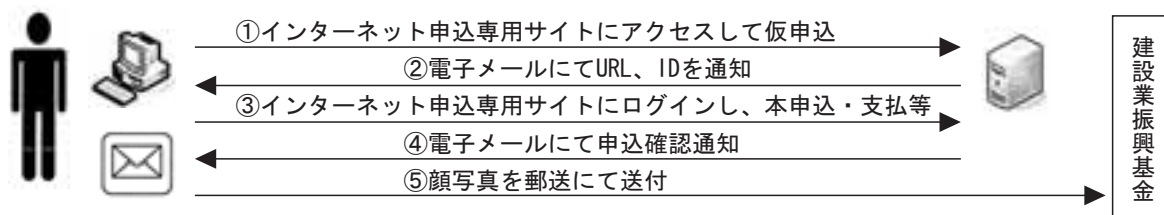
① インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法はクレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9.写真送付の免除」をご覧ください）

② 「受験申込書」郵送による申し込み

- ・申込書の入手が必要です。
- ・支払方法は郵便局またはゆうちょ銀行での払い込みとなります。
- ・受験申込書・写真・振替払込受付証明書を「簡易書留」郵便にて郵送（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9.写真送付の免除」をご覧ください）

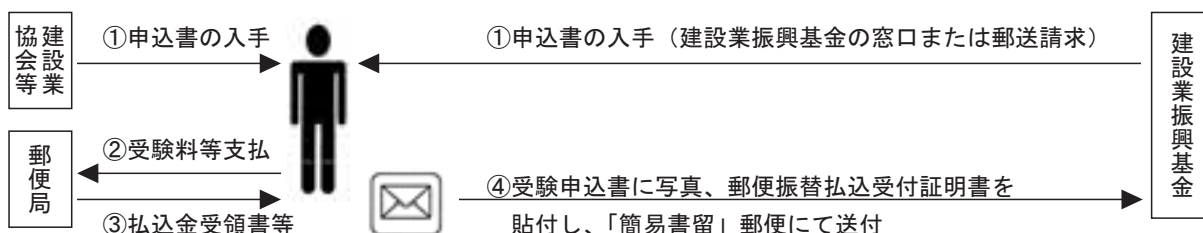
④ インターネットによる申し込みの流れ



●申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>
又は→宮崎県建設業協会HP

⑤ 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、当財団宛てに「簡易書留」郵便にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払いとなります。

●申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

重要！ 下期試験は申込最終日前日が日曜日のため、営業している郵便局が限られます。お早めにお申し込み下さい。

(1) 窓口での入手

宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日をのぞく）、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまう場合もございますので、お早めにお求めください。

●配布期間〔下期試験：10月26日～11月30日〕

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

重要！ 申込の受付期間と配布期間は異なりますのでご注意ください。

(2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、当財団宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間〔下期試験：10月26日～11月18日（基金到着分迄）〕

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財) 建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

(下期試験：11月18日 当振興基金到着分迄)

※郵送請求の場合、申込書が届くのに1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

| 申込書請求部数 | 送料（切手） |
|---------|------------------|
| 1部 | 140円分 |
| 2部 | 240円分 |
| 3～6部 | 390円分 |
| 7～10部 | 580円分 |
| 11部以上 | 宅配便の送料 着払いで送付 |

9. 写真送付の免除

平成18年度以降の経理検定試験または平成20年度特別研修の申込者は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に該当する「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票あるいは可否通知に記載しています。

10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

| | |
|-----------------------------------|--|
| 平成17年度までの 建設業経理事務士 1級科目 合格者 | 平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われ る試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理 士となり、合格証明書が交付されます。 |
| 平成18年度以降の 建設業経理士 1級科目合格者 | 科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間 に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建 設業経理士となり、合格証明書が交付されます。 |

11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、検定試験、特別研修のご案内をしております。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

12. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

当財団では下記の参考書等を発行しています。

- ・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）
- ・初歩の建設業会計（4級）

ご注文はこちらまで。→（株）建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

＜切り取り線＞

この依頼書と送料分の切手を期日までにお送り下さい。

下期試験：11月18日までに当基金必着

— 受験申込書送付依頼書 —

| | | | |
|----------------------------------|---------|--------|----|
| 受験申込書 送付先住所 | 〒 _____ | | |
| ※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。 | | | |
| お名前 | _____ 様 | | |
| カナ氏名 | _____ | | |
| 電話番号 (日中ご連絡先) | _____ | _____ | |
| 申込書請求部数 | 部 | 送料(切手) | 円分 |

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

2. 平成21年度宮崎県開催「住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会」のご案内

■講習会開催日程（各講習会とも参加費・テキスト代は無料、各回とも同一内容です）

長期優良 長期優良住宅に関する技術講習会 主催・企画：一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

省エネ 住宅・建築物の省エネ法等に関する講習会 主催・企画：一般社団法人 日本サステナブル・ビルディング・コンソーシアム

■建築編（非住宅）

| 講習会NO | 開催都市 | 日時 | 会場 | 定員 |
|--------|------|---------------------|-------------------------|-----|
| S45-01 | 宮崎市 | 11/24（火）13:30～17:00 | JA・AZMホール （宮崎市霧島1-1） | 50名 |

■住宅編

| 講習会NO | 開催都市 | 日時 | 会場 | 定員 |
|--------|------|---------------------|-------------------------|------|
| J45-01 | 宮崎市 | 11/25（水）13:30～17:00 | JA・AZMホール （宮崎市霧島1-1） | 100名 |

構造計画 木造住宅（軸組構法）の構造計画に関する講習会

主催・企画：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
協力：財団法人日本住宅・木材技術センター

| 講習会NO | 開催都市 | 日時 | 会場 | 定員 |
|--------|------|--------------------|-------------------------|------|
| M45-01 | 宮崎市 | 11/9（月）13:00～17:00 | JA・AZMホール （宮崎市霧島1-1） | 100名 |

※筆記用具・卓上計算機を持参してください。

耐震補強 木造住宅の耐震補強のポイントと実務講習会

主催・企画：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
協力：財団法人 日本建築防災協会

| 講習会NO | 開催都市 | 日時 | 会場 | 定員 |
|--------|------|--------------------|-------------------------|------|
| T45-01 | 宮崎市 | 12/8（火）13:00～16:10 | JA・AZMホール （宮崎市霧島1-1） | 100名 |

○お申し込み方法 ※会場ごとに先着順、定員になりしだい、締め切らせていただきます。

1. Webからのお申し込み

<http://www.koushuukkai.jp/>（空席があれば講習受講日前日までお申込みいただけます）

お申し込み後、申込み確認メールをご登録頂いたメールアドレスに送信いたします。

確認後、配信される受講票を講習会当日ご持参のうえ受付にお渡し下さい。

2. FAXによるお申し込み

申込書に必要事項をご記入の上お申し込み下さい。（Webよりダウンロード）

（FAXでのお申し込みは講習受講日の5日前で締め切りますので、早めにお申し込み下さい。）

お申し込み後、5営業日以内に受講票をFAXでお送りしますので、講習会当日にご持参のうえ受付にお渡し下さい。

主催：宮崎県建築連絡協議会 後援：国土交通省、宮崎県

●講習会の申込についてのお問い合わせ

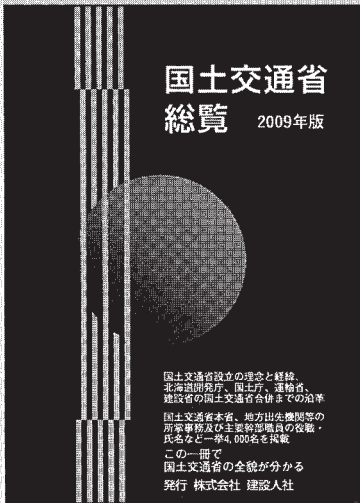
— 今回の講習会の申し込み受付事務等は、日建学院に業務を委託しています。 —
〒171-0014 東京都豊島区池袋2-38-9 10ビル3階 Tel03-3988-1175 講習事業部

発行

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
一般社団法人 日本サステナブル・ビルディング・コンソーシアム

図書のご案内

1. 2009年版国土交通省総覧



国土交通省総覧

2009年版 **予約受付中**

平成21年9月16日現在
発行日 10月上旬

国土交通省設立の理念と経緯
政策の骨子、北海道開発庁、国土庁、
運輸省、建設省の国土交通省
合併までの沿革

国土交通省本省、地方出先機関等の所掌
事務及び主要幹部職員の前平成21年8月28日
現在の氏名、役職、前職、入省年次など一挙
4,000名を掲載

**この一冊で
国土交通省の全貌が分かる**

国土交通省設立の理念と経緯、
北海道開発庁、国土庁、運輸省、
建設省の国土交通省合併までの沿革、
国土交通省本省、地方出先機関等の
所掌事務及び主要幹部職員の役職・
氏名など一挙4,000名を掲載。
この一冊で
国土交通省の全貌が分かる
発行 株式会社 建設人社

A4版 並製本 300頁

国土交通省総覧2009年版 申込書

郵送メール便 一部210円 平成 年 月 日

| | | | | |
|-----------|-------|---|----|---|
| 価格 3,675円 | 申込み部数 | 冊 | 金額 | 円 |
|-----------|-------|---|----|---|

〒 Tel ()

住 所 _____

社 名 _____

責任者名 _____

担 当 名 _____

(株)建設人社 御中

〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-5 芝ダイヤハイツ2F

Tel 03-3431-5411 Fax 03-3431-5472

お申込みはFAX、またはご郵送でお願い致します。

（財）建設業福祉共済団からのお知らせ

育英奨学金後期分33,186,000円、276名に給付!!

《後期分276名に給付》

共済団は11月5日、平成21年度の育英奨学金の後期分（平成21年10月～平成22年3月まで）として要保育児17名、小学生76名、中学生59名、高校生65名、大学生等59名の計276名に対し33,186,000円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は6,046人、累計給付額は10億7,112万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済制度の共済金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

| | | | |
|-----------|---------|----|----------|
| ・要保育児……月額 | 12,000円 | 年額 | 144,000円 |
| ・小学生……月額 | 12,000円 | 年額 | 144,000円 |
| ・中学生……月額 | 16,000円 | 年額 | 192,000円 |
| ・高校生……月額 | 18,000円 | 年額 | 216,000円 |
| ・大学生等……月額 | 39,000円 | 年額 | 468,000円 |

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（社）宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

（財）建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

みんなで築こう安全作業 電線近くの作業にご注意!!

1 配電線近くの作業では、電線への距離が厳格に決められています。作業の際は必ず注意してください。

2 高圧電線付近では、距離を失いやすく発生します。

3 配電線近くの作業は、事前に最寄りの九州電力へご連絡下さい。

4 配電線近くで作業する場合は、必ず距離の取り方を確認してから、作業にかりましょう。

5 配電線・送電線付近での作業には、充分注意しましょう。

6 送電線近くの作業は、事前に連絡したければ務めて立回りをします。

電線近くの作業は、早目にご連絡を!!

注意と防護で防ごう作業感電事故

●送電線近くで作業を行う場合は、必ず事前に九州電力の電力センターへご連絡下さい。
●送電線近くで作業される場合は、ご連絡したければ務めて立回りをします。
●送電線付近には、感電事故が多いため早目にご連絡して九州電力へご連絡下さい。
●以下はあくまで目安であり、九州電力の電力センターへご連絡下さい。

送電線
電線が数本（一般向け、コンクリート支柱も多いため）に束ねられて、高さ10m以上になっているものが送電線です。送電線の電圧は2万ボルト〜40万ボルトは、かなり感電が怖い程の高圧になっています。

配電線
電線が数本（アーム）に取付かれ、10m以下に支持されているものが配電線です。配電線の電圧は、（100ボルト〜2万ボルト）と低くなっています。

九州電力連絡先

【送電関係】

| 電力局 | 電 話 | 所在地 | 管轄する地域 |
|-----|--------------|-----------------|------------------------|
| 北九州 | 090-853-0211 | 福岡市北区1丁目12番地 | 福岡市東区・早良区・東区・南区・中央区・南区 |
| 北九州 | 090-853-0200 | 福岡市東区東区4丁目3番地2号 | 福岡市東区・早良区・東区・南区・中央区・南区 |

【配電関係】

| 電力局 | 電 話 | 所在地 | 管轄する地域 |
|-----|--------------|------------------|------------------------|
| 北九州 | 0120-999-701 | 福岡市東区早良区4番地 | 福岡市東区・早良区 |
| 北九州 | 0120-999-702 | 福岡市北区1丁目12番地 | 福岡市東区・早良区・東区・南区・中央区・南区 |
| 北九州 | 0120-999-703 | 福岡市東区早良区4丁目3番地2号 | 福岡市東区・早良区・東区・南区・中央区・南区 |
| 北九州 | 0120-999-704 | 福岡市東区早良区4丁目3番地2号 | 福岡市東区・早良区・東区・南区・中央区・南区 |
| 北九州 | 0120-999-705 | 福岡市東区早良区4丁目3番地2号 | 福岡市東区・早良区・東区・南区・中央区・南区 |
| 北九州 | 0120-999-706 | 福岡市東区早良区4丁目3番地2号 | 福岡市東区・早良区・東区・南区・中央区・南区 |

送電線の横
工事現場の住居・TTL等とともに、
近くの電柱番号（左側参照）を
お知らせ頂ければ幸いです。

電柱番号【例】1237456

宮崎労働局（監修）

九州電力 宮崎支店
電話：(0985)24-2140(代表)

安心、ひろがる。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

法定外労災補償制度 建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>